

「第2期宇治市自殺対策計画(初案)」の修正箇所一覧

地域福祉推進委員会等からのご意見により修正を行いました。(16箇所)

No.	初案	最終案
1	<p>P.1 第1章 計画の策定にあたって 1 計画策定の背景及び趣旨 (略) こうした自殺の現状及び国の自殺対策の動向を踏まえ、令和2年3月、本市においても自殺対策を全庁的に推進するため、「宇治市自殺対策計画」を策定しました。計画に基づき、ネットワークづくり、相談機能の強化、広報・周知に取り組み、令和2年度からはゲートキーパー養成にも取り組んできました。 宇治市の自殺死亡率については、平成29年から令和4年まで全国、京都府と比較しても低い数字となっていました。令和5年は全国、府を越えたこと、特に30代から50代の働きざかり・就職氷河期世代の男性の自殺者数が多い状況となっています。社会全体のつながりが希薄化する中、状況に応じた自殺対策を講じていく必要があります。 本計画はこれまでの取組と課題を整理するとともに、現行の「宇治市自殺対策計画」の計画期間が令和6年度で満了することに伴い、令和4(2022)年に見直しがされた「自殺総合対策大綱」を踏まえ、第2期自殺対策計画として策定するものです。</p>	<p>P.1 第1章 計画の策定にあたって 1 計画策定の背景及び趣旨 (略) こうした自殺の現状及び国の自殺対策の動向を踏まえ、令和2(2020)年3月、本市においても自殺対策を全庁的に推進するため、「宇治市自殺対策計画」を策定しました。計画に基づき、ネットワークづくり、相談機能の強化、広報・周知に取り組み、令和2(2020)年度からはゲートキーパー養成にも取り組んできました。 宇治市の自殺死亡率については、平成29(2017)年から令和4(2022)年まで全国、京都府と比較しても低い数字となっていました。令和5(2023)年は全国、府を越えたこと、特に30代から50代の働きざかり・就職氷河期世代の男性の自殺者数が多い状況となっています。社会全体のつながりが希薄化する中、状況に応じた自殺対策を講じていく必要があります。 本計画はこれまでの取組と課題を整理するとともに、現行の「宇治市自殺対策計画」の計画期間が令和6(2024)年度で満了することに伴い、令和4(2022)年に見直しがされた「自殺総合対策大綱」を踏まえ、第2期自殺対策計画として策定するものです。</p>
2	<p>P.3 第2章 宇治市における自殺の現状 (1)自殺者数・自殺死亡率の年次推移 ①自殺者数の年次推移(全国) 警察庁「自殺統計」における全国の自殺者数は、平成10(1998)年以降、14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、平成24(2012)年に3万人を下回り、以降は減少していました。令和元(2019)年に最も少なくなりましたが、令和2年から上昇に転じ、毎年2万人以上が自殺している状況です。</p>	<p>P.3 第2章 宇治市における自殺の現状 (1)自殺者数・自殺死亡率の年次推移 ①自殺者数の年次推移(全国) 警察庁「自殺統計」における全国の自殺者数は、平成10(1998)年以降、14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、平成24(2012)年に3万人を下回り、以降は減少していました。令和元(2019)年に最も少なくなりましたが、令和2(2020)年から上昇に転じ、毎年2万人以上が自殺している状況です。</p>

No.	初案	最終案																																																																																																				
3	<p>P.3 第2章 宇治市における自殺の現状 (略) ②自殺者数の年次推移(宇治市) 本市の自殺者数は平成25(2013)年以降、令和2(2020)年まで減少傾向となっていました。令和3(2021)年から増加傾向にあります。また、自殺者数の合計で男女比を見ると、男性が全体の約6割を占めています。令和6年については1月から6月までの暫定値で、令和2(2020)年並みとなっています。</p> <table border="1"> <caption>自殺者数の年次推移(宇治市)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>24</td><td>10</td><td>34</td></tr> <tr><td>H27</td><td>23</td><td>12</td><td>35</td></tr> <tr><td>H28</td><td>15</td><td>18</td><td>33</td></tr> <tr><td>H29</td><td>17</td><td>4</td><td>21</td></tr> <tr><td>H30</td><td>12</td><td>9</td><td>21</td></tr> <tr><td>R1</td><td>15</td><td>6</td><td>21</td></tr> <tr><td>R2</td><td>12</td><td>8</td><td>20</td></tr> <tr><td>R3</td><td>15</td><td>12</td><td>27</td></tr> <tr><td>R4</td><td>20</td><td>4</td><td>24</td></tr> <tr><td>R5</td><td>25</td><td>11</td><td>36</td></tr> <tr><td>R6 (1~6月)</td><td>8</td><td>2</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>	年次	男	女	総数	H26	24	10	34	H27	23	12	35	H28	15	18	33	H29	17	4	21	H30	12	9	21	R1	15	6	21	R2	12	8	20	R3	15	12	27	R4	20	4	24	R5	25	11	36	R6 (1~6月)	8	2	10	<p>P.3 第2章 宇治市における自殺の現状 (略) ②自殺者数の年次推移(宇治市) 本市の自殺者数は平成25(2013)年以降、令和2(2020)年まで減少傾向となっていました。令和3(2021)年から増加傾向にあります。また、自殺者数の合計で男女比を見ると、男性が全体の約6割を占めています。令和6(2024)年については暫定値で、令和3(2021)年と同程度となっています。</p> <table border="1"> <caption>自殺者数の年次推移(宇治市)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>22</td><td>15</td><td>37</td></tr> <tr><td>H26</td><td>24</td><td>10</td><td>34</td></tr> <tr><td>H27</td><td>23</td><td>12</td><td>35</td></tr> <tr><td>H28</td><td>15</td><td>18</td><td>33</td></tr> <tr><td>H29</td><td>17</td><td>4</td><td>21</td></tr> <tr><td>H30</td><td>12</td><td>9</td><td>21</td></tr> <tr><td>R1</td><td>15</td><td>6</td><td>21</td></tr> <tr><td>R2</td><td>12</td><td>8</td><td>20</td></tr> <tr><td>R3</td><td>15</td><td>12</td><td>27</td></tr> <tr><td>R4</td><td>20</td><td>4</td><td>24</td></tr> <tr><td>R5</td><td>25</td><td>11</td><td>36</td></tr> <tr><td>R6</td><td>20</td><td>7</td><td>27</td></tr> </tbody> </table>	年次	男	女	総数	H25	22	15	37	H26	24	10	34	H27	23	12	35	H28	15	18	33	H29	17	4	21	H30	12	9	21	R1	15	6	21	R2	12	8	20	R3	15	12	27	R4	20	4	24	R5	25	11	36	R6	20	7	27
年次	男	女	総数																																																																																																			
H26	24	10	34																																																																																																			
H27	23	12	35																																																																																																			
H28	15	18	33																																																																																																			
H29	17	4	21																																																																																																			
H30	12	9	21																																																																																																			
R1	15	6	21																																																																																																			
R2	12	8	20																																																																																																			
R3	15	12	27																																																																																																			
R4	20	4	24																																																																																																			
R5	25	11	36																																																																																																			
R6 (1~6月)	8	2	10																																																																																																			
年次	男	女	総数																																																																																																			
H25	22	15	37																																																																																																			
H26	24	10	34																																																																																																			
H27	23	12	35																																																																																																			
H28	15	18	33																																																																																																			
H29	17	4	21																																																																																																			
H30	12	9	21																																																																																																			
R1	15	6	21																																																																																																			
R2	12	8	20																																																																																																			
R3	15	12	27																																																																																																			
R4	20	4	24																																																																																																			
R5	25	11	36																																																																																																			
R6	20	7	27																																																																																																			

No.	初案	最終案																																																																																																
4	<p>P.4 第2章 宇治市における自殺の現状 (略) ③自殺死亡率の年次推移(自殺死亡率:人口10万人あたりの自殺者数) (略)</p> <table border="1"> <caption>自殺死亡率の年次推移</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市</td> <td>17.73</td> <td>18.34</td> <td>17.40</td> <td>11.13</td> <td>11.18</td> <td>11.22</td> <td>10.76</td> <td>14.59</td> <td>13.08</td> <td>19.76</td> <td>13.23</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>18.25</td> <td>16.28</td> <td>15.03</td> <td>14.13</td> <td>13.30</td> <td>12.45</td> <td>13.79</td> <td>14.96</td> <td>14.21</td> <td>16.47</td> <td>13.50</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>19.63</td> <td>18.57</td> <td>16.95</td> <td>16.52</td> <td>16.18</td> <td>15.67</td> <td>16.44</td> <td>16.44</td> <td>17.25</td> <td>17.27</td> <td>14.49</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)(厚生労働省) 令和6年は年換算自殺死亡率(1~6月各月)の平均です(暫定値)。</p>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	宇治市	17.73	18.34	17.40	11.13	11.18	11.22	10.76	14.59	13.08	19.76	13.23	京都府	18.25	16.28	15.03	14.13	13.30	12.45	13.79	14.96	14.21	16.47	13.50	全国	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27	14.49	<p>P.4 第2章 宇治市における自殺の現状 (略) ③自殺死亡率の年次推移(自殺死亡率:人口10万人あたりの自殺者数) (略)</p> <table border="1"> <caption>自殺死亡率の年次推移</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市</td> <td>17.73</td> <td>18.34</td> <td>17.40</td> <td>11.13</td> <td>11.18</td> <td>11.22</td> <td>10.76</td> <td>14.59</td> <td>13.08</td> <td>19.76</td> <td>14.92</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>18.25</td> <td>16.28</td> <td>15.03</td> <td>14.13</td> <td>13.30</td> <td>12.45</td> <td>13.79</td> <td>14.96</td> <td>14.21</td> <td>16.47</td> <td>13.83</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>19.63</td> <td>18.57</td> <td>16.95</td> <td>16.52</td> <td>16.18</td> <td>15.67</td> <td>16.44</td> <td>16.44</td> <td>17.25</td> <td>17.27</td> <td>16.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)(厚生労働省) 令和6年は暫定値です</p>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	宇治市	17.73	18.34	17.40	11.13	11.18	11.22	10.76	14.59	13.08	19.76	14.92	京都府	18.25	16.28	15.03	14.13	13.30	12.45	13.79	14.96	14.21	16.47	13.83	全国	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27	16.06
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																																																							
宇治市	17.73	18.34	17.40	11.13	11.18	11.22	10.76	14.59	13.08	19.76	13.23																																																																																							
京都府	18.25	16.28	15.03	14.13	13.30	12.45	13.79	14.96	14.21	16.47	13.50																																																																																							
全国	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27	14.49																																																																																							
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																																																							
宇治市	17.73	18.34	17.40	11.13	11.18	11.22	10.76	14.59	13.08	19.76	14.92																																																																																							
京都府	18.25	16.28	15.03	14.13	13.30	12.45	13.79	14.96	14.21	16.47	13.83																																																																																							
全国	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27	16.06																																																																																							
5	<p>P.4 第2章 宇治市における自殺の現状 (略) (2)年代別でみる自殺の状況 ①年代別自殺者割合と自殺者数</p> <table border="1"> <caption>年代別自殺者割合(令和元~5年合計)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>20歳未満</th> <th>20~39歳</th> <th>40~59歳</th> <th>60歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市 (合計128人)</td> <td>6% (8人)</td> <td>22% (28人)</td> <td>38% (49人)</td> <td>34% (43人)</td> </tr> <tr> <td>京都府 (合計18,163人)</td> <td>4% (74人)</td> <td>23% (424人)</td> <td>34% (620人)</td> <td>38% (698人)</td> </tr> <tr> <td>全国 (合計104,890人)</td> <td>4% (3,785人)</td> <td>24% (24,848人)</td> <td>35% (36,271人)</td> <td>38% (39,986人)</td> </tr> </tbody> </table>	地域	20歳未満	20~39歳	40~59歳	60歳以上	宇治市 (合計128人)	6% (8人)	22% (28人)	38% (49人)	34% (43人)	京都府 (合計18,163人)	4% (74人)	23% (424人)	34% (620人)	38% (698人)	全国 (合計104,890人)	4% (3,785人)	24% (24,848人)	35% (36,271人)	38% (39,986人)	<p>P.4 第2章 宇治市における自殺の現状 (略) (2)年代別でみる自殺の状況 ①年代別自殺者割合と自殺者数</p> <table border="1"> <caption>年代別自殺者割合(令和元~5年合計)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>20歳未満</th> <th>20~39歳</th> <th>40~59歳</th> <th>60歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市 (合計128人)</td> <td>6% (8人)</td> <td>22% (28人)</td> <td>38% (49人)</td> <td>34% (43人)</td> </tr> <tr> <td>京都府 (合計1,816人)</td> <td>4% (74人)</td> <td>23% (424人)</td> <td>34% (620人)</td> <td>38% (698人)</td> </tr> <tr> <td>全国 (合計104,890人)</td> <td>4% (3,785人)</td> <td>24% (24,848人)</td> <td>35% (36,271人)</td> <td>38% (39,986人)</td> </tr> </tbody> </table>	地域	20歳未満	20~39歳	40~59歳	60歳以上	宇治市 (合計128人)	6% (8人)	22% (28人)	38% (49人)	34% (43人)	京都府 (合計1,816人)	4% (74人)	23% (424人)	34% (620人)	38% (698人)	全国 (合計104,890人)	4% (3,785人)	24% (24,848人)	35% (36,271人)	38% (39,986人)																																																								
地域	20歳未満	20~39歳	40~59歳	60歳以上																																																																																														
宇治市 (合計128人)	6% (8人)	22% (28人)	38% (49人)	34% (43人)																																																																																														
京都府 (合計18,163人)	4% (74人)	23% (424人)	34% (620人)	38% (698人)																																																																																														
全国 (合計104,890人)	4% (3,785人)	24% (24,848人)	35% (36,271人)	38% (39,986人)																																																																																														
地域	20歳未満	20~39歳	40~59歳	60歳以上																																																																																														
宇治市 (合計128人)	6% (8人)	22% (28人)	38% (49人)	34% (43人)																																																																																														
京都府 (合計1,816人)	4% (74人)	23% (424人)	34% (620人)	38% (698人)																																																																																														
全国 (合計104,890人)	4% (3,785人)	24% (24,848人)	35% (36,271人)	38% (39,986人)																																																																																														

No.	初案	最終案																																																																
6	P.5 第2章 宇治市における自殺の現状 (2)年代別でみる自殺の状況 ②性別・年代別自殺死亡率 (略) 資料:地域自殺実態プロフィール(2024)(いのち支える自殺対策推進センター)	P.5 第2章 宇治市における自殺の現状 (2)年代別でみる自殺の状況 ②性別・年代別自殺死亡率 (略) 資料:地域自殺実態プロフィール(2024)(いのち支える自殺対策推進センター) ※令和元～5(2019～2023)年の集計																																																																
7	P.6 第2章 宇治市における自殺の現状 (3)要因・動機別でみる自殺の状況 (略) <table border="1"> <caption>自殺の要因・動機(令和元-5年計)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>家庭問題</th> <th>健康問題</th> <th>経済・生活問題</th> <th>勤務問題</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市</td> <td>13%</td> <td>45%</td> <td>21%</td> <td>11%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>18%</td> <td>43%</td> <td>17%</td> <td>10%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>16%</td> <td>46%</td> <td>17%</td> <td>10%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	地域	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	その他	宇治市	13%	45%	21%	11%	10%	京都府	18%	43%	17%	10%	12%	全国	16%	46%	17%	10%	11%	P.6 第2章 宇治市における自殺の現状 (3)要因・動機別でみる自殺の状況 (略) <table border="1"> <caption>自殺の要因・動機(令和元～5年計)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>家庭問題</th> <th>健康問題</th> <th>経済・生活問題</th> <th>勤務問題</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市</td> <td>13%</td> <td>45%</td> <td>21%</td> <td>11%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>18%</td> <td>43%</td> <td>17%</td> <td>10%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>16%</td> <td>46%</td> <td>17%</td> <td>10%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	地域	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	その他	宇治市	13%	45%	21%	11%	10%	京都府	18%	43%	17%	10%	12%	全国	16%	46%	17%	10%	11%																
地域	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	その他																																																													
宇治市	13%	45%	21%	11%	10%																																																													
京都府	18%	43%	17%	10%	12%																																																													
全国	16%	46%	17%	10%	11%																																																													
地域	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	その他																																																													
宇治市	13%	45%	21%	11%	10%																																																													
京都府	18%	43%	17%	10%	12%																																																													
全国	16%	46%	17%	10%	11%																																																													
8	P.6 第2章 宇治市における自殺の現状 (4)職業別でみる自殺の状況 (略) <table border="1"> <caption>職業別でみる自殺の状況(令和元～5年合計)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>有職者</th> <th>学生・生徒等</th> <th>主婦・主夫</th> <th>失業者</th> <th>年金・雇用保険等生活者</th> <th>その他の無職者</th> <th>不詳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市 (計116人)</td> <td>29% (34人)</td> <td>3% (3人)</td> <td>8% (9人)</td> <td>5% (6人)</td> <td>28% (33人)</td> <td>23% (27人)</td> <td>3% (4人)</td> </tr> <tr> <td>京都府 (計1,820人)</td> <td>37% (671人)</td> <td>7% (125人)</td> <td>6% (111人)</td> <td>3% (55人)</td> <td>29% (526人)</td> <td>16% (294人)</td> <td>2% (38人)</td> </tr> <tr> <td>全国 (計97,533人)</td> <td>39% (33,233人)</td> <td>5% (5,024人)</td> <td>5% (5,537人)</td> <td>4% (4,238人)</td> <td>26% (26,900人)</td> <td>20% (20,757人)</td> <td>2% (1,844人)</td> </tr> </tbody> </table>	地域	有職者	学生・生徒等	主婦・主夫	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳	宇治市 (計116人)	29% (34人)	3% (3人)	8% (9人)	5% (6人)	28% (33人)	23% (27人)	3% (4人)	京都府 (計1,820人)	37% (671人)	7% (125人)	6% (111人)	3% (55人)	29% (526人)	16% (294人)	2% (38人)	全国 (計97,533人)	39% (33,233人)	5% (5,024人)	5% (5,537人)	4% (4,238人)	26% (26,900人)	20% (20,757人)	2% (1,844人)	P.6 第2章 宇治市における自殺の現状 (4)職業別でみる自殺の状況 (略) <table border="1"> <caption>職業別でみる自殺の状況(令和元～5年合計)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>有職者</th> <th>学生・生徒等</th> <th>主婦・主夫</th> <th>失業者</th> <th>年金・雇用保険等生活者</th> <th>その他の無職者</th> <th>不詳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治市 (計128人)</td> <td>30% (39人)</td> <td>3% (4人)</td> <td>7% (9人)</td> <td>5% (6人)</td> <td>28% (36人)</td> <td>23% (30人)</td> <td>3% (4人)</td> </tr> <tr> <td>京都府 (計1,817人)</td> <td>37% (670人)</td> <td>7% (125人)</td> <td>6% (111人)</td> <td>3% (55人)</td> <td>29% (525人)</td> <td>16% (293人)</td> <td>2% (38人)</td> </tr> <tr> <td>全国 (計105,081人)</td> <td>39% (40,781人)</td> <td>5% (5,024人)</td> <td>5% (5,537人)</td> <td>4% (4,238人)</td> <td>26% (26,900人)</td> <td>20% (20,757人)</td> <td>2% (1,844人)</td> </tr> </tbody> </table>	地域	有職者	学生・生徒等	主婦・主夫	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳	宇治市 (計128人)	30% (39人)	3% (4人)	7% (9人)	5% (6人)	28% (36人)	23% (30人)	3% (4人)	京都府 (計1,817人)	37% (670人)	7% (125人)	6% (111人)	3% (55人)	29% (525人)	16% (293人)	2% (38人)	全国 (計105,081人)	39% (40,781人)	5% (5,024人)	5% (5,537人)	4% (4,238人)	26% (26,900人)	20% (20,757人)	2% (1,844人)
地域	有職者	学生・生徒等	主婦・主夫	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳																																																											
宇治市 (計116人)	29% (34人)	3% (3人)	8% (9人)	5% (6人)	28% (33人)	23% (27人)	3% (4人)																																																											
京都府 (計1,820人)	37% (671人)	7% (125人)	6% (111人)	3% (55人)	29% (526人)	16% (294人)	2% (38人)																																																											
全国 (計97,533人)	39% (33,233人)	5% (5,024人)	5% (5,537人)	4% (4,238人)	26% (26,900人)	20% (20,757人)	2% (1,844人)																																																											
地域	有職者	学生・生徒等	主婦・主夫	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳																																																											
宇治市 (計128人)	30% (39人)	3% (4人)	7% (9人)	5% (6人)	28% (36人)	23% (30人)	3% (4人)																																																											
京都府 (計1,817人)	37% (670人)	7% (125人)	6% (111人)	3% (55人)	29% (525人)	16% (293人)	2% (38人)																																																											
全国 (計105,081人)	39% (40,781人)	5% (5,024人)	5% (5,537人)	4% (4,238人)	26% (26,900人)	20% (20,757人)	2% (1,844人)																																																											

No.	初案	最終案																												
9	<p>P.7 第2章 宇治市における自殺の現状 (5)自殺時の同居人の有無 (略) 一方で、令和元～令和5(2019～2023)年の5年間の累計で自殺死亡率(20歳以上)をみると、「同居人あり」が13.82、「同居人なし」が34.55となっており、「同居人なし」が「同居人あり」を大幅に上回っています。 ※20歳未満および年齢、職業、同独居の不詳の人数は含めていません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自殺者数 同居 (R1-R5計)</th> <th rowspan="2">自殺者数 独居 (R1-R5計)</th> <th rowspan="2">推定人口 同居 (5年計)</th> <th rowspan="2">推定人口 独居 (5年計)</th> <th colspan="2">自殺死亡率</th> </tr> <tr> <th>同居</th> <th>独居</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86人</td> <td>35人</td> <td>622,245人</td> <td>101,295人</td> <td>13.82</td> <td>34.55</td> </tr> </tbody> </table>	自殺者数 同居 (R1-R5計)	自殺者数 独居 (R1-R5計)	推定人口 同居 (5年計)	推定人口 独居 (5年計)	自殺死亡率		同居	独居	86人	35人	622,245人	101,295人	13.82	34.55	<p>P.7 第2章 宇治市における自殺の現状 (5)自殺時の同居人の有無 (略) 一方で、令和元～令和5(2019～2023)年の5年間の累計で自殺死亡率(20歳以上)をみると、「同居人あり」が13.82、「同居人なし」が34.55となっており、「同居人あり」または「同居人なし」の推定人口に対する比率を比べると、「同居人なし」が「同居人あり」を大幅に上回っています。 ※20歳未満および年齢、職業、同独居の不詳の人数は含めていません。</p> <p style="text-align: center;"><u>同居人有無別 自殺死亡率(20歳未満等を除く)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自殺者数 同居人あり (R1-R5計)</th> <th rowspan="2">自殺者数 同居人なし (R1-R5計)</th> <th rowspan="2">推定人口 同居人あり (5年計)</th> <th rowspan="2">推定人口 同居人なし (5年計)</th> <th colspan="2">自殺死亡率</th> </tr> <tr> <th>同居人あり</th> <th>同居人なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81人</td> <td>35人</td> <td>622,245人</td> <td>101,295人</td> <td>13.82</td> <td>34.55</td> </tr> </tbody> </table>	自殺者数 同居人あり (R1-R5計)	自殺者数 同居人なし (R1-R5計)	推定人口 同居人あり (5年計)	推定人口 同居人なし (5年計)	自殺死亡率		同居人あり	同居人なし	81人	35人	622,245人	101,295人	13.82	34.55
自殺者数 同居 (R1-R5計)	自殺者数 独居 (R1-R5計)					推定人口 同居 (5年計)	推定人口 独居 (5年計)	自殺死亡率																						
		同居	独居																											
86人	35人	622,245人	101,295人	13.82	34.55																									
自殺者数 同居人あり (R1-R5計)	自殺者数 同居人なし (R1-R5計)	推定人口 同居人あり (5年計)	推定人口 同居人なし (5年計)	自殺死亡率																										
				同居人あり	同居人なし																									
81人	35人	622,245人	101,295人	13.82	34.55																									
10	<p>P.8 第3章 これまでの取組と課題 第1期計画策定後の令和2年以降、全国的に自殺者数が増加しており、「令和4年版自殺対策白書」(厚生労働省)によると、新型コロナウイルス感染症拡大下での精神的疲労や経済的な影響の可能性が挙げられています。令和5年は京都府全体でも自殺者数が増加し、50歳代と男性の増加が目立ち、府はコロナ後の令和5年に倒産件数が増加した影響とみています。</p>	<p>P.8 第3章 これまでの取組と課題 第1期計画策定後の令和2(2020)年以降、全国的に自殺者数が増加しており、「令和4年版自殺対策白書」(厚生労働省)によると、新型コロナウイルス感染症拡大下での精神的疲労や経済的な影響の可能性が挙げられています。令和5(2023)年は京都府全体でも自殺者数が増加し、50歳代と男性の増加が目立ち、府はコロナ後の令和5(2023)年に倒産件数が増加した影響とみています。</p>																												
11	<p>P.10 第4章 計画の基本的な考え方 2 基本方針 (2) QOL(生活の質)の包括的な向上を目指す 自殺を思いとどまり、生きる気持ちを持つには、自殺の危機要因(虐め、過労、孤立、失業など)を減らすだけでなく、QOLを包括的に向上させていく必要があります。 (略) また、個人の尊厳の理念に基づき、自他の固有なありのままの存在を尊敬する文化・風土の醸成も重要です。そのほか長期的には、弱みを相互に公開できる、「助けて」と言える、「弱さ」をオープンにできることが本当の強さだと受けとめられる文化・風土を、根付かせていく必要があります。</p>	<p>P.10 第4章 計画の基本的な考え方 2 基本方針 (2) QOL(生活の質)の包括的な向上を目指す 自殺を思いとどまり、生きる気持ちを持つには、自殺の危機要因(虐め、過労、孤立、失業など)を減らすだけでなく、QOL(※)を包括的に向上させていく必要があります。 (略) また、個人の尊厳の理念に基づき、自他の固有なありのままの存在を尊敬する文化・風土の醸成も重要です。そのほか長期的には、弱みを相互に公開できる、「助けて」と言える、「弱さ」をオープンにできる環境づくりが必要です。そして自分を守り、生かす、自尊心・人権意識を子ども時代から育むことが大切です。 ※QOL(Quality Of Life):生活の質</p>																												

No.	初案	最終案																								
12	P.18 基本施策4 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり (1) 高齢者への支援 重点取組 (略) <table border="1"> <tr> <td>訪問型短期集中予防サービス</td> <td>保健師や看護師等の専門職が、訪問にて心身の健康を保つための相談やアドバイスを実施します。</td> <td>健康づくり推進課</td> </tr> </table>	訪問型短期集中予防サービス	保健師や看護師等の専門職が、訪問にて心身の健康を保つための相談やアドバイスを実施します。	健康づくり推進課	P.18 基本施策4 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり (1) 高齢者への支援 重点取組 (略) <table border="1"> <tr> <td>訪問型短期集中予防サービス</td> <td>保健師や看護師等の専門職が、訪問にて心身の健康を保つための相談やアドバイスを実施します。</td> <td>長寿生きがい課</td> </tr> </table>	訪問型短期集中予防サービス	保健師や看護師等の専門職が、訪問にて心身の健康を保つための相談やアドバイスを実施します。	長寿生きがい課																		
訪問型短期集中予防サービス	保健師や看護師等の専門職が、訪問にて心身の健康を保つための相談やアドバイスを実施します。	健康づくり推進課																								
訪問型短期集中予防サービス	保健師や看護師等の専門職が、訪問にて心身の健康を保つための相談やアドバイスを実施します。	長寿生きがい課																								
13	P.19 基本施策4 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり (1) 高齢者への支援 重点取組 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業・取組</th> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民主体型通いの場活動支援</td> <td>要支援者等を中心とする自主的な通いの場として、体操、レクリエーション等の活動、趣味活動等を通じた短時間の居場所づくりを行うボランティア団体を支援します。</td> <td>長寿生きがい課</td> </tr> <tr> <td>通所型短期集中予防サービス</td> <td>個別性を重視して、運動・栄養・口腔・機能の維持向上を目指します。</td> <td>長寿生きがい課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業・取組	内容	担当課	住民主体型通いの場活動支援	要支援者等を中心とする自主的な通いの場として、体操、レクリエーション等の活動、趣味活動等を通じた短時間の居場所づくりを行うボランティア団体を支援します。	長寿生きがい課	通所型短期集中予防サービス	個別性を重視して、運動・栄養・口腔・機能の維持向上を目指します。	長寿生きがい課	P.19 基本施策4 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり (1) 高齢者への支援 重点取組 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業・取組</th> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民主体型通いの場活動支援</td> <td>要支援者等を中心とする自主的な通いの場として、体操、レクリエーション等の活動、趣味活動等を通じた短時間の居場所づくりを行うボランティア団体を支援します。</td> <td>長寿生きがい課</td> </tr> <tr> <td>通所型短期集中予防サービス</td> <td>心身の健康を維持・回復するため、それぞれの状況に応じた内容により、運動・栄養・口腔機能の維持向上を専門職が支援します。</td> <td>長寿生きがい課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業・取組	内容	担当課	住民主体型通いの場活動支援	要支援者等を中心とする自主的な通いの場として、体操、レクリエーション等の活動、趣味活動等を通じた短時間の居場所づくりを行うボランティア団体を支援します。	長寿生きがい課	通所型短期集中予防サービス	心身の健康を維持・回復するため、それぞれの状況に応じた内容により、運動・栄養・口腔機能の維持向上を専門職が支援します。	長寿生きがい課						
主な事業・取組	内容	担当課																								
住民主体型通いの場活動支援	要支援者等を中心とする自主的な通いの場として、体操、レクリエーション等の活動、趣味活動等を通じた短時間の居場所づくりを行うボランティア団体を支援します。	長寿生きがい課																								
通所型短期集中予防サービス	個別性を重視して、運動・栄養・口腔・機能の維持向上を目指します。	長寿生きがい課																								
主な事業・取組	内容	担当課																								
住民主体型通いの場活動支援	要支援者等を中心とする自主的な通いの場として、体操、レクリエーション等の活動、趣味活動等を通じた短時間の居場所づくりを行うボランティア団体を支援します。	長寿生きがい課																								
通所型短期集中予防サービス	心身の健康を維持・回復するため、それぞれの状況に応じた内容により、運動・栄養・口腔機能の維持向上を専門職が支援します。	長寿生きがい課																								
14	P.22 基本施策4 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり (5) 子ども・若者への支援 (略) ① 子どもが相談や支援を求めやすい環境づくり <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業・取組</th> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども家庭相談</td> <td>専門相談員を配置し、子育てのこと、子どもの友人関係や学校でのことなど、18歳未満の子どもと家庭にかかわる相談を受け付けます。また、児童虐待の通告やヤングケアラーを含めた相談の受付、必要に応じた訪問等を行い、支援につなげます。</td> <td>こども福祉課</td> </tr> <tr> <td>教育相談事業</td> <td>保護者や児童生徒のいじめや不登校などの教育上の悩みや心配事などに関する相談を対面及び電話で受け付け、問題の解決を図ります。</td> <td>教育支援課</td> </tr> <tr> <td>心と学びのパートナー派遣事業</td> <td>心理学等を学ぶ大学院生を中学校に配置し、不登校傾向にある生徒の話し相手や学習支援等を行うことで、生徒の自立支援を行います。</td> <td>教育支援課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業・取組	内容	担当課	こども家庭相談	専門相談員を配置し、子育てのこと、子どもの友人関係や学校でのことなど、18歳未満の子どもと家庭にかかわる相談を受け付けます。また、児童虐待の通告やヤングケアラーを含めた相談の受付、必要に応じた訪問等を行い、支援につなげます。	こども福祉課	教育相談事業	保護者や児童生徒のいじめや不登校などの教育上の悩みや心配事などに関する相談を対面及び電話で受け付け、問題の解決を図ります。	教育支援課	心と学びのパートナー派遣事業	心理学等を学ぶ大学院生を中学校に配置し、不登校傾向にある生徒の話し相手や学習支援等を行うことで、生徒の自立支援を行います。	教育支援課	P.22 基本施策4 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり (5) 子ども・若者への支援 (略) ① 子どもが相談や支援を求めやすい環境づくり <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業・取組</th> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども家庭相談</td> <td>専門相談員を配置し、子育てのこと、子どもの友人関係や学校でのことなど、18歳未満の子どもと家庭にかかわる相談を受け付けます。また、児童虐待の通告やヤングケアラーを含めた相談の受付、必要に応じた訪問等を行い、支援につなげます。</td> <td>こども福祉課</td> </tr> <tr> <td>教育相談事業</td> <td>保護者や児童生徒のいじめや不登校などの教育上の悩みや心配事などに関する相談を対面及び電話で受け付け、問題の解決を図ります。</td> <td>教育支援課</td> </tr> <tr> <td>心と学びのパートナー派遣事業</td> <td>心理学等を学ぶ大学院生や教員経験者等を中学校に配置し、不登校傾向にある生徒の話し相手や学習支援等を行うことで、生徒の自立支援を行います。</td> <td>教育支援課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業・取組	内容	担当課	こども家庭相談	専門相談員を配置し、子育てのこと、子どもの友人関係や学校でのことなど、18歳未満の子どもと家庭にかかわる相談を受け付けます。また、児童虐待の通告やヤングケアラーを含めた相談の受付、必要に応じた訪問等を行い、支援につなげます。	こども福祉課	教育相談事業	保護者や児童生徒のいじめや不登校などの教育上の悩みや心配事などに関する相談を対面及び電話で受け付け、問題の解決を図ります。	教育支援課	心と学びのパートナー派遣事業	心理学等を学ぶ大学院生や教員経験者等を中学校に配置し、不登校傾向にある生徒の話し相手や学習支援等を行うことで、生徒の自立支援を行います。	教育支援課
主な事業・取組	内容	担当課																								
こども家庭相談	専門相談員を配置し、子育てのこと、子どもの友人関係や学校でのことなど、18歳未満の子どもと家庭にかかわる相談を受け付けます。また、児童虐待の通告やヤングケアラーを含めた相談の受付、必要に応じた訪問等を行い、支援につなげます。	こども福祉課																								
教育相談事業	保護者や児童生徒のいじめや不登校などの教育上の悩みや心配事などに関する相談を対面及び電話で受け付け、問題の解決を図ります。	教育支援課																								
心と学びのパートナー派遣事業	心理学等を学ぶ大学院生を中学校に配置し、不登校傾向にある生徒の話し相手や学習支援等を行うことで、生徒の自立支援を行います。	教育支援課																								
主な事業・取組	内容	担当課																								
こども家庭相談	専門相談員を配置し、子育てのこと、子どもの友人関係や学校でのことなど、18歳未満の子どもと家庭にかかわる相談を受け付けます。また、児童虐待の通告やヤングケアラーを含めた相談の受付、必要に応じた訪問等を行い、支援につなげます。	こども福祉課																								
教育相談事業	保護者や児童生徒のいじめや不登校などの教育上の悩みや心配事などに関する相談を対面及び電話で受け付け、問題の解決を図ります。	教育支援課																								
心と学びのパートナー派遣事業	心理学等を学ぶ大学院生や教員経験者等を中学校に配置し、不登校傾向にある生徒の話し相手や学習支援等を行うことで、生徒の自立支援を行います。	教育支援課																								

No.	初案	最終案																		
15	<p>P.23 基本施策4 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり (5) 子ども・若者への支援 (略) ① 子どもが相談や支援を求めやすい環境づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業・取組</th> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こころの教育</td> <td>児童生徒が様々な困難やストレスに直面したときに、助けの声をあげることができるよう、保健体育や道徳などの時間を利用して、SOSの出し方やいのちに関わるテーマなど、こころの健康につなげる教育を実施します。</td> <td>教育支援課</td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー活用事業</td> <td>スクールソーシャルワーカーが課題を抱える児童生徒の置かれている状況を把握し、適切な相談窓口につながります。</td> <td>教育支援課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業・取組	内容	担当課	こころの教育	児童生徒が様々な困難やストレスに直面したときに、助けの声をあげることができるよう、保健体育や道徳などの時間を利用して、SOSの出し方やいのちに関わるテーマなど、こころの健康につなげる教育を実施します。	教育支援課	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが課題を抱える児童生徒の置かれている状況を把握し、適切な相談窓口につながります。	教育支援課	<p>P.23 基本施策4 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり (5) 子ども・若者への支援 (略) ① 子どもが相談や支援を求めやすい環境づくり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業・取組</th> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こころの教育</td> <td>児童生徒が様々な困難やストレスに直面したときに、助けの声をあげることができるよう、保健体育や道徳などの時間を利用して、SOSの出し方やいのちに関わるテーマなど、こころの健康につなげる教育を実施します。</td> <td>教育支援課、<u>学校教育課</u></td> </tr> <tr> <td>スクールソーシャルワーカー活用事業</td> <td>スクールソーシャルワーカーが課題を抱える児童生徒の置かれている状況を把握し、適切な相談窓口につながります。</td> <td>教育支援課</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業・取組	内容	担当課	こころの教育	児童生徒が様々な困難やストレスに直面したときに、助けの声をあげることができるよう、保健体育や道徳などの時間を利用して、SOSの出し方やいのちに関わるテーマなど、こころの健康につなげる教育を実施します。	教育支援課、 <u>学校教育課</u>	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが課題を抱える児童生徒の置かれている状況を把握し、適切な相談窓口につながります。	教育支援課
主な事業・取組	内容	担当課																		
こころの教育	児童生徒が様々な困難やストレスに直面したときに、助けの声をあげることができるよう、保健体育や道徳などの時間を利用して、SOSの出し方やいのちに関わるテーマなど、こころの健康につなげる教育を実施します。	教育支援課																		
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが課題を抱える児童生徒の置かれている状況を把握し、適切な相談窓口につながります。	教育支援課																		
主な事業・取組	内容	担当課																		
こころの教育	児童生徒が様々な困難やストレスに直面したときに、助けの声をあげることができるよう、保健体育や道徳などの時間を利用して、SOSの出し方やいのちに関わるテーマなど、こころの健康につなげる教育を実施します。	教育支援課、 <u>学校教育課</u>																		
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが課題を抱える児童生徒の置かれている状況を把握し、適切な相談窓口につながります。	教育支援課																		
16	<p>P.30 第6章 計画の推進 2 計画の進行管理と評価 (略)</p>	<p>P.30 第6章 計画の推進 2 計画の進行管理と評価 (略)</p>																		